

IV

家事事件の概況等

1 家事事件とは

○ 家事事件の種類

家事事件は、家事審判事件と家事調停事件とに大別される。

家事審判事件は、婚姻関係、親子関係、後見、扶養、相続、遺言、戸籍等の家事に関して法律の定める事項について家庭裁判所の許可、判断を求める手続であり、家事調停事件は、家事に関する紛争を当事者の合意により解決することを目的とする手続である。

家事審判事件には2種類あり（家事審判法9条1項）、協議、調停が不可能で相手方のいない事項に関するものを甲類審判事件、申立人と相手方との間で協議、調停が可能である事項に関するものを乙類審判事件という。乙類審判事項について調停を申し立てるものが乙類調停事件であり、乙類審判事項以外の家庭に関する事項についての調停事件が乙類以外の調停事件である。

甲類審判事件には、後見開始、失踪宣告、特別養子縁組の成立、相続放棄の申述の受理、遺言書の検認、氏の変更などの事件があり、乙類審判・乙類調停事件には、親権者の変更、養育費の請求、離婚後の財産分与、遺産分割、離婚後の年金分割などの事件がある。

乙類以外の調停事件には、離婚、離縁等の、当事者の合意によってもすることができる事項に関する一般調停事件と、原因関係についての合意があっても当事者による処分が許されず家庭裁判所の裁判が必要な、婚姻取消し・無効、離婚取消し・無効等の特殊調停事件

とが含まれる。このうち一般調停事件の対象とされるものには、人事訴訟事項のほか、不貞行為や婚約破棄に基づく慰謝料請求、遺留分減殺などの民事訴訟事項もある。特殊調停事件は、人事訴訟事項のみを対象とするが、当事者間に原因関係についての合意がある場合でも、家事審判法23条に規定する合意に相当する審判がされなければならないため、実務上、23条（審判）事件と呼ばれることもある。

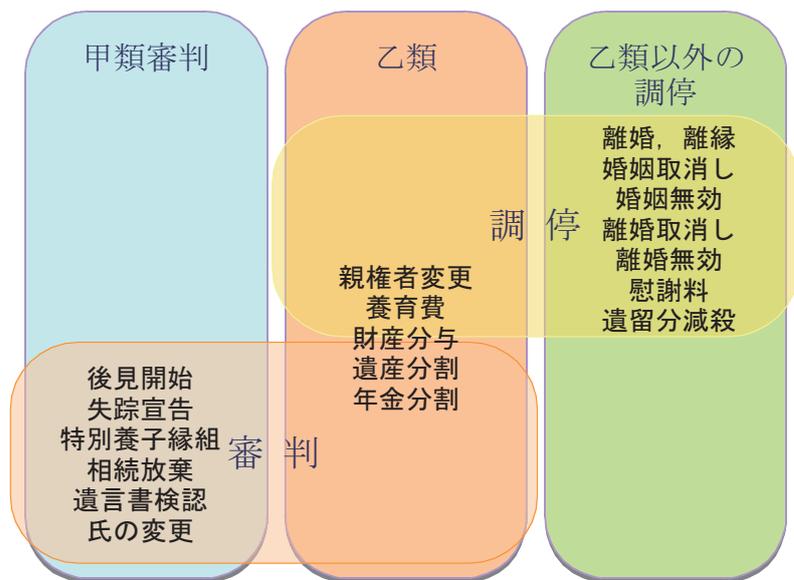
○ 家事審判事件の手続

家事審判事件は、主に申立人の申立てに基づき、家庭裁判所が非公開の手続で審理する。

訴訟が権利義務関係の有無を確定する手続であるのに対し、審判は、家庭裁判所が、公益的、後見的な見地から、裁量的に権利義務関係の具体的な内容を定めたり、申立ての許否を判断する。たとえば、離婚訴訟は、離婚原因事実の存否を審理した上で請求の認否を判断するものであるが、財産分与の審判は、離婚により財産の清算を行うべき権利義務関係にあることを前提としつつ、家庭裁判所が、清算の割合や具体的な分与の対象を定めるものである。

民事訴訟においては、主張や証拠の提出が基本的にすべて当事者に委ねられる一方で、公開の法廷におけ

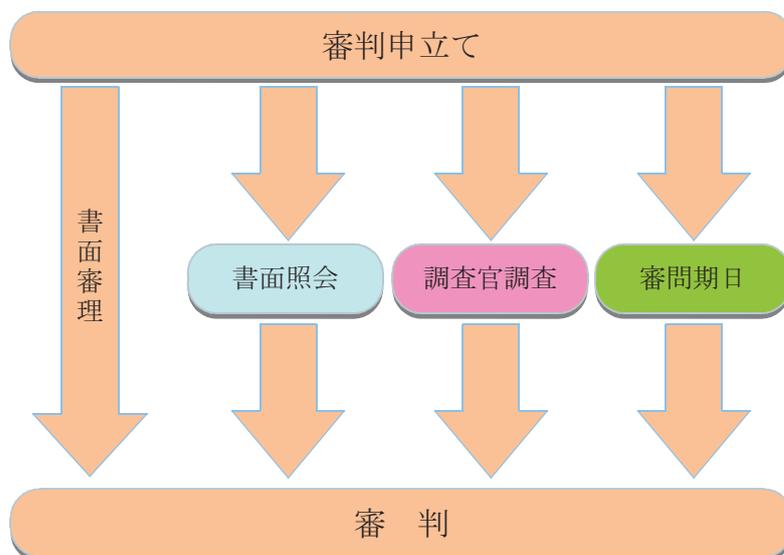
【図1】 家事事件の種類



る口頭弁論で提出された主張，証拠しか判決の基礎にすることができないのに対し，家事審判においては，公益的な，後見の見地から，家庭

【図2】家事審判事件の手続

裁判所が職権で事実の調査をしなければならないとされる一方で，審理手続を家庭裁判所が自由に選択することが許されている。すなわち，迅速な判断が求められ，ある程度定型的な判断が可能な審判事項については，申立人の提出した申立書と添付書類のみで審判をする場合もあれば，事件の内容に応じて，書面により関係者の意向等を照会したり，家庭裁判所調査官に調査を命じたり，当事者に対して家事審判官（裁判官）が審問を行ったりする場合もある。



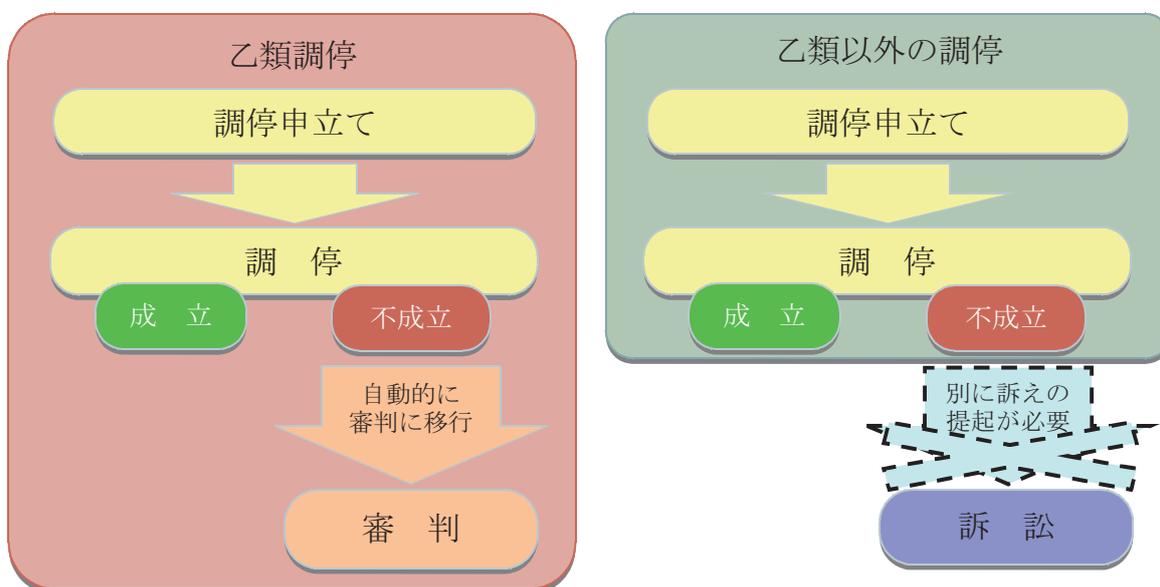
○ 家事調停事件の手続

家事調停事件は，申立人の申立てに基づき，原則として調停委員会が，期日を定めて申立人と相手方とを呼び出し，それぞれから事情を聴く非公開の手続である。調停委員会は，1名の家事審判官（又は家事調停官）と2名以上の家事調停委員とで構成される（家事審判法22条1項，26条の3第2項）。

調停期日は，必要，相当と認められれば続行し，期日に合意ができれば調停が成立し（ただし，特殊調停事件については合意に相当する審判がされる。同法23条），合意の見込みがなければ調停が成立しないことになる（家事審判規則138条の2）。

調停が成立しない場合，乙類調停事件であれば，自動的に，調停の申立ての時に審判の申立てがあったものとみなされ（家事審判法26条1項），同一の事項に関する乙類審判事件として係属することになるが，乙

【図3】家事調停事件の手続



類以外の調停事件は訴訟事項に関するものであり、最終的な解決を図るためには、当事者が改めて訴えを提起する必要がある。

なお、乙類以外の調停事件の対象となる事項については、訴えを提起する前に、まず、調停の申立てをしなければならず、調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、相手方が行方不明の場合など、事件を調停に付することを適当でないと認める場合を除き、裁判所は、調停に付しなければならないとされている（調停前置主義。家事審判法18条）。乙類審判事項についてはこの調停前置主義の適用はないが、実務上、審判の申立てがあった場合でも、調停に付して調停手続を先行させることが多い（同法11条）。

2 家事事件の概況

2. 1 概況

本件調査期間において家事事件全体の4分の3以上を占める甲類審判事件の平均審理期間は1.1月であり、これに次いで件数の多い乙類以外の調停事件の平均審理期間は4.3月である。乙類審判事件及び乙類調停事件は、平均審理期間が5月を超えるものの近年短縮化傾向にあり、いずれも約75%は受理から6月以内に終局している。受理から終局までの期間が2年を超える家事事件は、その割合が最も高い乙類審判事件においても2.7%にとどまる。

【表4】は、本件調査期間（平成20年1月1日から同年12月31日まで）の間に既済となった家事事件の事件数及び平均審理期間を示したものである。甲類審判事件の既済件数は57万9828件であり、家事事件全体の4分の3以上を占めるが、その平均審理期間は1.1月で

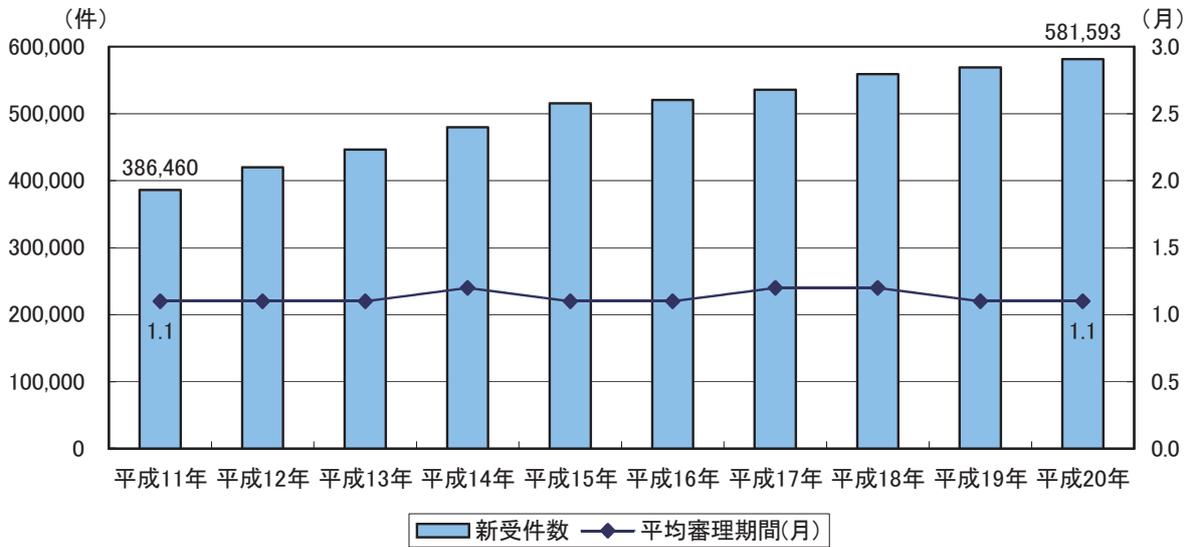
あり、大部分が極めて短期に処理されている。乙類審判事件の平均審理期間は5.4月、乙類調停事件の平均審理期間は5.1月であり、甲類審判事件に次いで既済件数の多い乙類以外の調停事件の平均審理期間は4.3月である。

甲類審判事件は、【図5】のとおり、新受件数がこの10年間で1.5倍以上に増加しているが、平均審理期間はおおむね1.1月程度で横ばいである。乙類事件の新受件数も、【図6】のとおり、この10年間で、調停事件において1.5倍以上、審判事件において2倍近く増加しているが、平均審理期間はいずれも短縮しており、特に審判事件の平均審理期間の短縮の程度が著しい（平成11年に9.5月であったものが、平成20年には5.4月

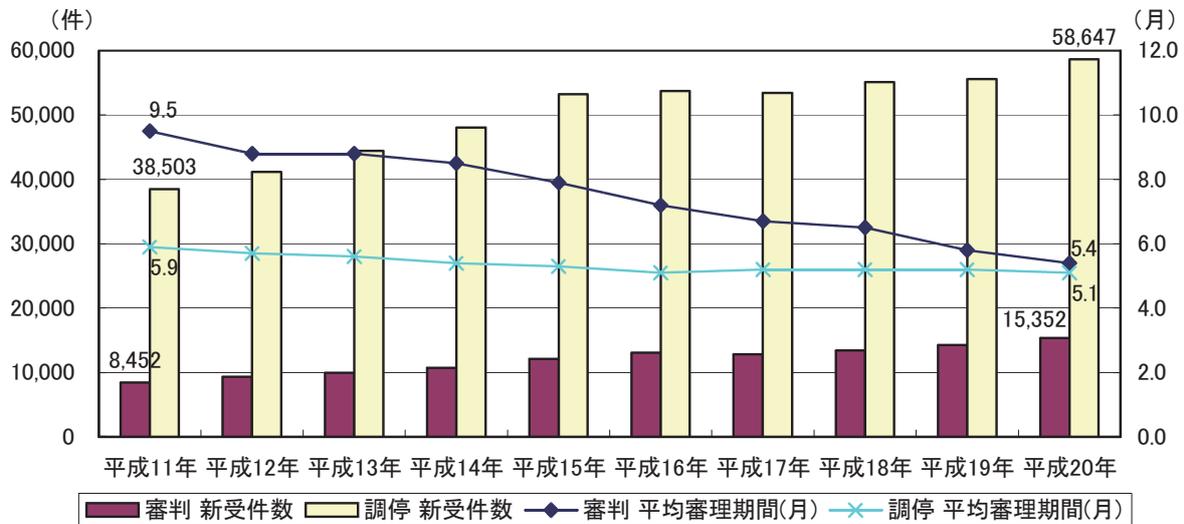
【表4】 家事事件の事件数及び平均審理期間

事件の種類	甲類審判事件	乙類審判事件	乙類調停事件	乙類以外の調停事件
事件数	579,828	15,108	57,745	72,802
平均審理期間(月)	1.1	5.4	5.1	4.3

【図5】 甲類審判事件の新受件数と平均審理期間の推移



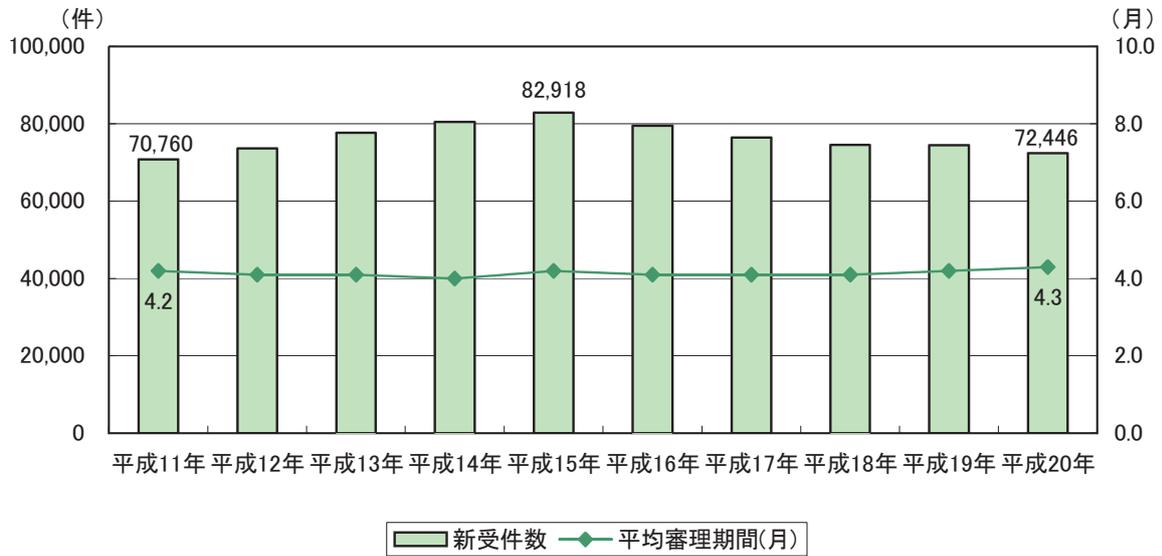
【図6】 乙類事件の新受件数と平均審理期間の推移



である。)。乙類以外の調停事件は、【図7】のとおり、新受件数が平成15年をピークに減少傾向にあり、平均審理期間は4.2月前後でおおむね横ばいである。

【表8】は、家事事件の審理期間別の既済件数及び事件割合を示したものである。これによれば、最も平均審理期間の短い甲類審判事件においては98%以上の事件が、乙類以外の調停事件においては80%以上の事件が、乙類審判事件及び乙類調停事件においても約75%の事件が、受理から6月以内に終局している。受理

【図7】 乙類以外の調停事件の新受件数と平均審理期間の推移



から終局までの期間が2年を超えるものは、最も割合の高い乙類審判事件においても2.7%にとどまる。

【表9】によれば、甲類審判事件は、認容で終局したものが96.7%を占め、他の終局事由はわずかであるが、乙類審判事件は、認容で終局したものは56.4%であり、却下で終局したものが10.7%あるほか、取下げやそれ以外で終局したのもそれぞれ16%程度ある。乙類審判事件において「それ以外」の終局事由が多いのは、家事審判法11条に基づき乙類審判事件を調停に付して調停が成立したことにより審判事件が当然に終了したとされるもの^{*1}が相当数あるためと考えられる。乙類調停事件においては57.8%の事件で、乙類以外の調停事件においては46.1%の事件で、調停が成立している。

【表8】 家事事件の審理期間別の事件数及び事件割合

事件の種類	甲類審判事件	乙類審判事件	乙類調停事件	乙類以外の調停事件
6月以内	568,658 98.1%	11,289 74.7%	43,641 75.6%	59,354 81.5%
6月超 1年以内	8,352 1.4%	2,303 15.2%	9,830 17.0%	11,454 15.7%
1年超 2年以内	2,514 0.4%	1,105 7.3%	3,427 5.9%	1,871 2.6%
2年超	304 0.1%	411 2.7%	847 1.5%	123 0.2%

【表9】 家事事件の終局区分別の事件数及び事件割合

	甲類 審判事件	乙類 審判事件		乙類 調停事件	乙類以外の 調停事件
総数	579,828 100.0%	15,108 100.0%	総数	57,745 100.0%	72,802 100.0%
認容	560,866 96.7%	8,524 56.4%	成立	33,372 57.8%	33,578 46.1%
却下	2,217 0.4%	1,619 10.7%	不成立	7,758 13.4%	15,012 20.6%
取下げ	13,295 2.3%	2,414 16.0%	取下げ	14,928 25.9%	20,356 28.0%
それ以外	3,450 0.6%	2,551 16.9%	それ以外	1,687 2.9%	3,856 5.3%

*1 この点、訴訟事件を調停に付して調停が成立した場合に、訴えの取下げがあったものとみなされる（家事審判法19条2項、民事調停法20条2項参照。）のとは異なっている。



2. 2 遺産分割事件の概況

本件調査期間における遺産分割事件の平均審理期間は12.2月であり、全体の3分の2が受理から1年以内に終局している。受理から終局まで2年を超えるものも全体の1割強存在するが、新受件数が長期的に継続して増加しているにもかかわらず、平均審理期間は短縮化傾向にある。

遺産分割事件の6割以上は調停成立で終局しており、審判に至るものは全体の1割に満たない。

遺産分割事件の平均期日回数は6.2回であり、平均期日間隔は2.0月である。

本件調査期間に既済となった遺産分割事件の事件数^{*2}は、【表10】のとおり1万0202件であり、平均審理期間は12.2月である。審理期間別の事件割合をみると、【表11】のとおり、全体の3分の1が受理から6月以内に、3分の2が受理から1年以内に終局しているが、終局まで2年を超えるものも全体の1割強ある。

過去20年間の遺産分割事件の新受件数と平均審理期間の推移をみると、【図12】のとおり、新受件数は著しく増加しているが、平均審理期間は、平成5年をピークに短縮化傾向にある。

【表13】は、遺産分割事件の終局区分別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、全体の6割以上が調停成立で終局しており、認容、却下又は分割禁止の審判にいたるものは、全体の1割に満たない。

【表14】は、遺産分割事件の平均期日回数及び平均期日間隔を示したものである。調停期日と審判期日とを合わせた平均期日回数は6.2回であり、うち5.6回が調停期日である。平均期日間隔は2.0月である。

【表15】は、遺産分割事件における調査命令の有無別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、調査命令のあった事件は全体の12.3%にとどまる。

【図16】は、過去20年間の遺産分割事件の当事者数の推移を示したものである。平成20年の平均当事者数は4.7人であり、社会の少子化傾向を反映して、平均当事者数は減少傾向にある。

【図17】は、過去20年間の遺産分割事件における弁護士代理人の関与率と平均審理期間の推移を示したものである。当事者のいずれかに弁護士代理人が関与している事件の全体に占める割合は、平成20年に終局し

【表10】 遺産分割事件の事件数及び平均審理期間
(民事第一審訴訟事件との比較)

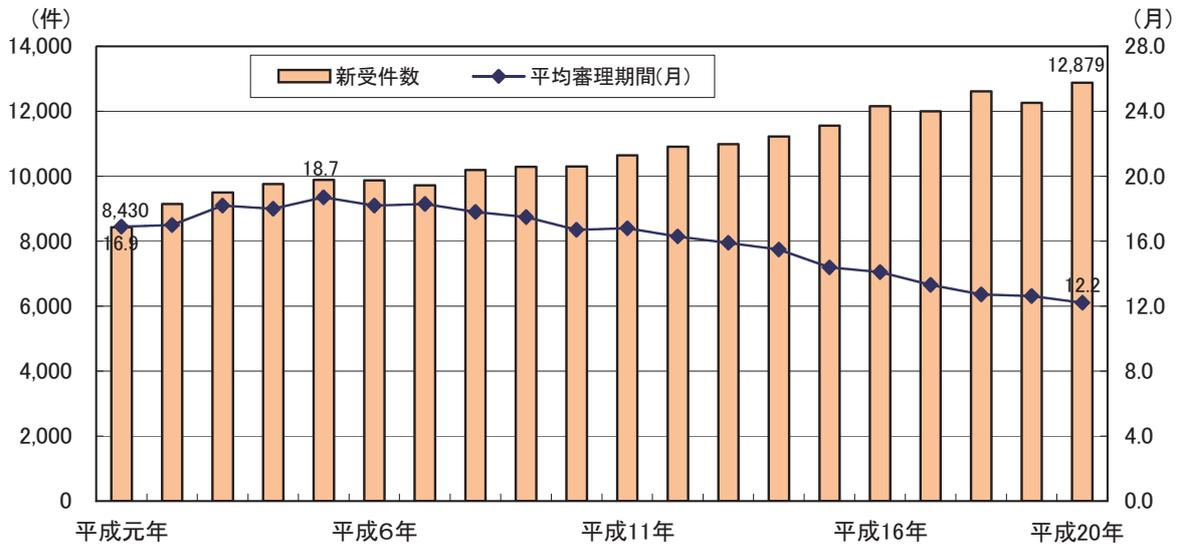
事件の種類	遺産分割事件	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
事件数	10,202	192,246	87,256
平均審理期間(月)	12.2	6.5	8.1

【表11】 遺産分割事件の審理期間別の事件数及び事件割合(民事第一審訴訟事件との比較)

事件の種類	遺産分割事件	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
6月以内	3,776 37.0%	137,758 71.7%	52,885 60.6%
6月超 1年以内	3,134 30.7%	27,684 14.4%	15,626 17.9%
1年超 2年以内	2,234 21.9%	19,956 10.4%	13,704 15.7%
2年超 3年以内	679 6.7%	4,774 2.5%	3,467 4.0%
3年超	379 3.7%	2,074 1.1%	1,574 1.8%

*2 審判、調停の両手続を経た事件についても、これらを通じて1件として計上した数値であり、平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔等の既済事件に関する統計データは、すべてこの計上方法に基づき計算している。

【図12】 遺産分割事件の新受件数(審判+調停)と平均審理期間の推移



※ 新受件数は、審判事件及び調停事件のいずれかとして係属したものを合計した件数であり、調停不成立により審判事件として係属した事件や、審判申立て後に調停に付して調停事件として係属した事件を含む。

た事件で61.2%であり、過去20年間にわたり6割台を推移している。弁護士代理人の関与がある事件の方が、同時期の弁護士代理人の関与がない事件よりも平均審理期間が長いのが一貫した傾向であるが、これは、複雑困難な事件に弁護士代理人が関与することになりやすいなどの事情によるものと思われる。

【表13】 遺産分割事件の終局区分別の事件数及び事件割合

調停成立	6,485	63.6%
調停をしない	53	0.5%
取下げ	2,643	25.9%
当然終了	16	0.2%
認容	960	9.4%
却下	37	0.4%
分割禁止	8	0.1%

【表14】 遺産分割事件の平均期日回数及び平均期日間隔 (民事第一審訴訟事件との比較)

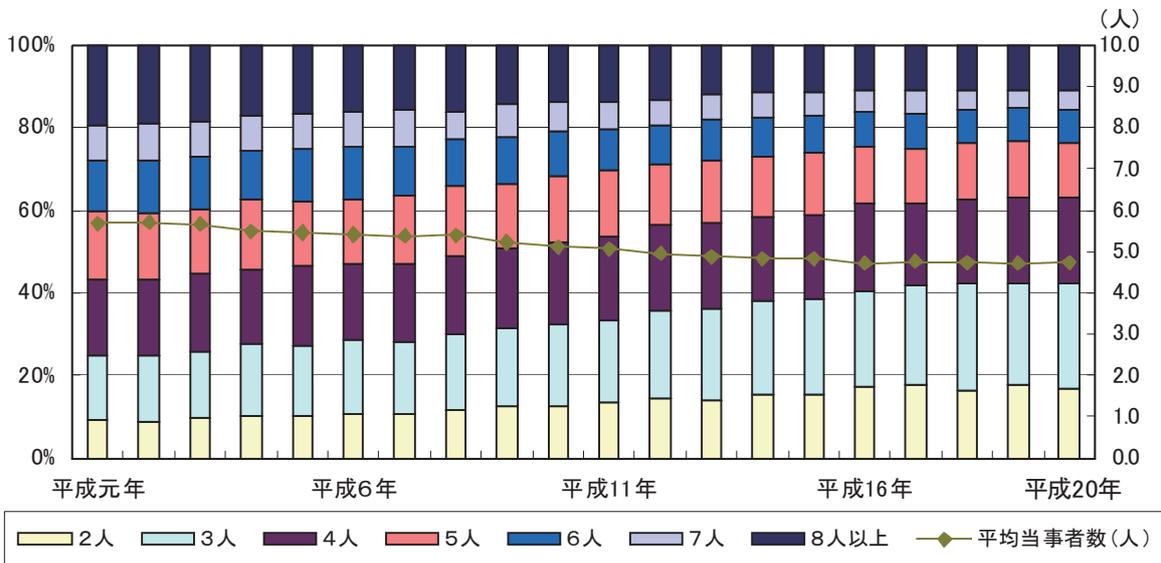
事件の種類	遺産分割事件	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
平均期日回数	6.2	3.4	4.5
平均調停期日回数	5.6		
平均審判期日回数	0.7		
平均期日間隔(月)	2.0	1.9	1.8

※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

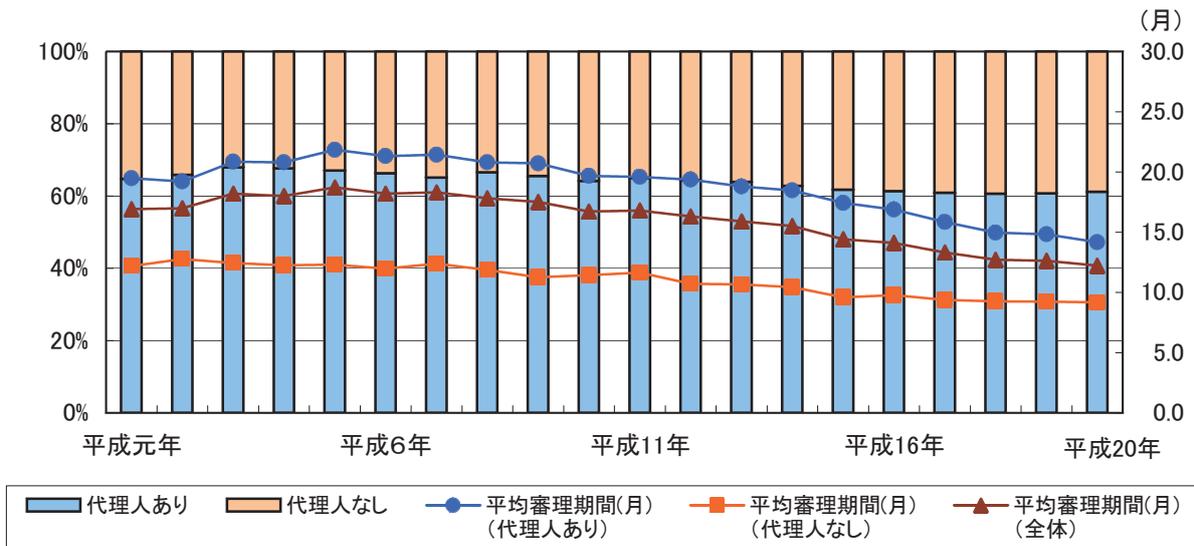
【表15】 遺産分割事件における調査命令の有無別の事件数及び事件割合

調査命令	あり	1,254	12.3%
	なし	8,948	87.7%

【図16】 遺産分割事件の当事者数の推移



【図17】 遺産分割事件の代理人弁護士関与率と平均審理期間の推移



2. 3 婚姻関係事件の概況

本件調査期間における婚姻関係事件の平均審理期間は4.4月であり、全体の約97%が受理から1年以内に終局している。

婚姻関係事件の約半数は調停成立で終局しており、審判に至るものは全体の3%余りである。

婚姻関係事件の平均期日回数は3.0回であり、平均期日間隔は1.5月である。

【表18】 婚姻関係事件の事件数及び平均審理期間

事件数	69,116
平均審理期間(月)	4.4

【表19】 婚姻関係事件の審理期間別の事件数及び事件割合

6月以内	55,504 80.3%
6月超1年以内	11,553 16.7%
1年超2年以内	1,936 2.8%
2年超3年以内	106 0.2%
3年超	17 0.02%

本件調査期間に既済となった婚姻関係事件^{*3}の事件数^{*4}は、【表18】のとおり6万9116件であり、平均審理期間は4.4月である。審理期間別の事件割合をみると、【表19】のとおり全体の8割以上が受理から6月以内に、97.0%が受理から1年以内に終局している。

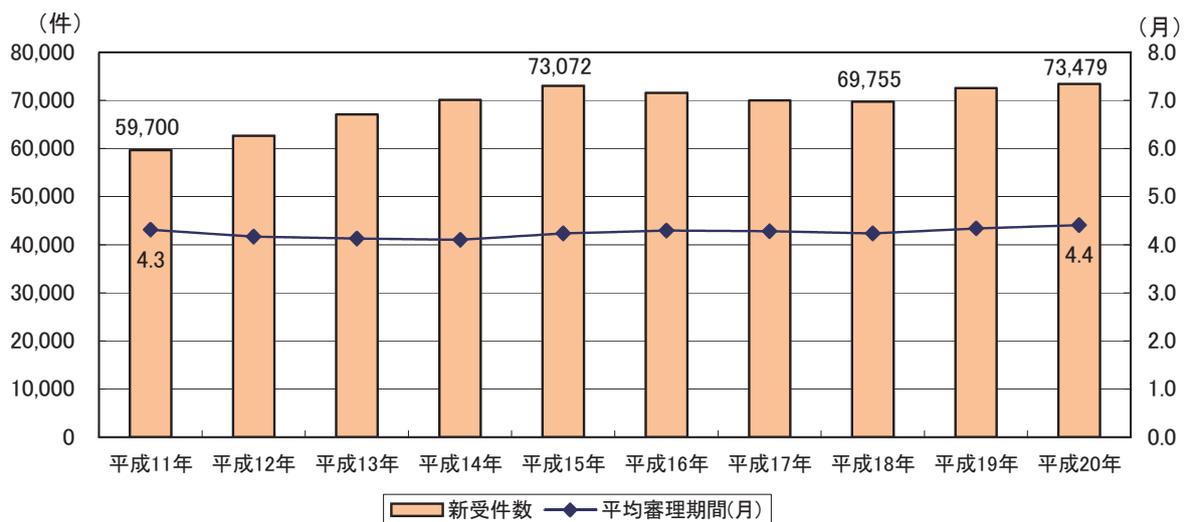
過去10年間の婚姻関係事件の新受件数と平均審理期間の推移をみると、【図20】のとおり、新受件数は平成14年以降年間7万件前後で推移しており、平均審理期間も、おおむね横ばいである。

【表21】は、婚姻関係事件の終局区分別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、全体の約半数で調停が成立しており、認容、却下の審判に至るものは、全体の3%余りである。

【表22】は、婚姻関係事件の平均期日回数及び平均期日間隔を示したものである。調停期日と審判期日とを合わせた平均期日回数は3.0回であり、そのほとんどが調停期日である。平均期日間隔は1.5月である。

【表23】は、婚姻関係事件における調査命令の有無別の事件数及び事件割合を示したものである。これに

【図20】 婚姻関係事件の新受件数(審判+調停)と平均審理期間の推移



※ 新受件数は、審判事件及び調停事件のいずれかとして係属したものを合計した件数であり、調停不成立により審判事件として係属した事件や、審判申立て後に調停に付して調停事件として係属した事件を含む。

*3 婚姻関係事件には、乙類以外の調停事件に分類される離婚等調停事件、乙類事件に分類される婚姻費用分担事件、離婚後の財産分与事件、請求すべき按割合に関する処分（離婚後の年金分割）事件等が含まれる。

*4 前掲注2に同じ。

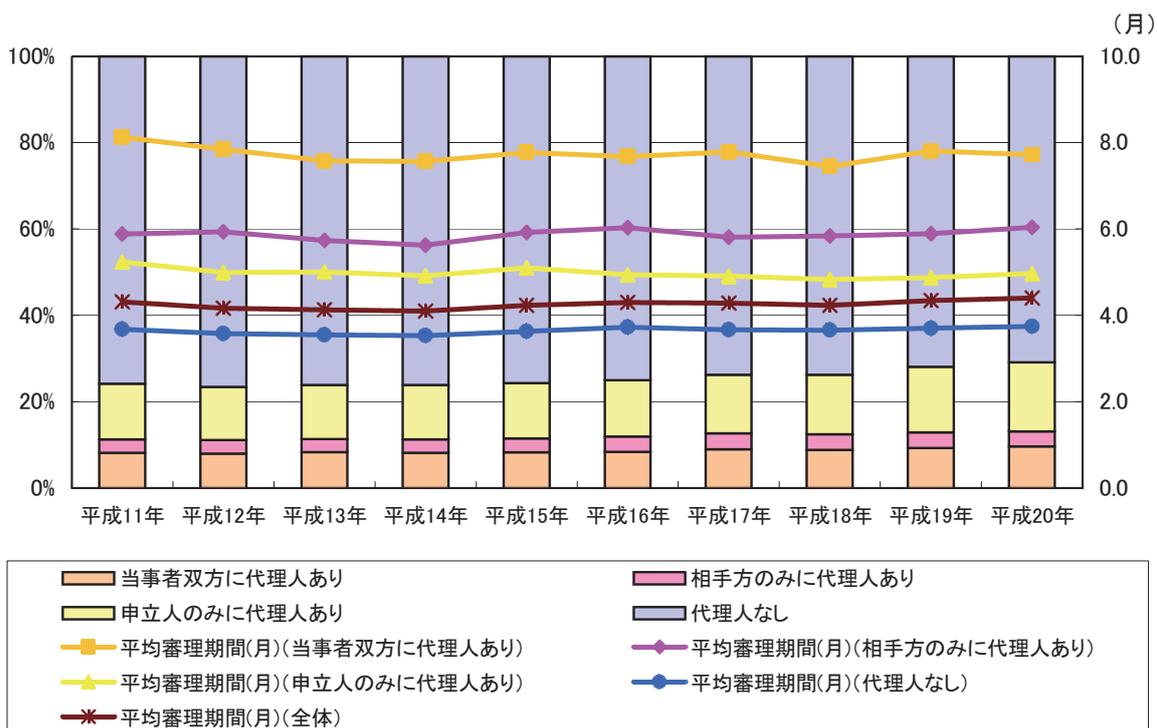
【表21】 婚姻関係事件の終局区分別の事件数及び事件割合

調停成立	34,902 50.5%
調停不成立	11,135 16.1%
調停をしない	727 1.1%
24条審判	70 0.1%
取下げ	19,797 28.6%
当然終了	109 0.2%
認容	2,256 3.3%
却下	120 0.2%

よれば、調査命令のあった事件は全体の14.5%にとどまる。

【図24】は、過去10年間の婚姻関係事件における弁護士代理人の関与率と平均審理期間の推移を示したものである。当事者の少なくとも一方に弁護士代理人が関与している事件の割合は漸増傾向にあるが、その全体に占める割合は、平成20年でも約3割にとどまる。全般に弁護士代理人の関与がある事件の方が、弁護士代理人の関与がない事件よりも平均審理期間が長いが、これは、複雑困難な事件に弁護士代理人が関与することになりやすいなどの事情によるものと思われる。

【図24】 婚姻関係事件の代理人弁護士関与率と平均審理期間の推移



【表22】 婚姻関係事件の平均期日回数及び平均期日間隔

平均期日回数	3.0
平均調停期日回数	3.0
平均審判期日回数	0.1
平均期日間隔(月)	1.5

※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

【表23】 婚姻関係事件における調査命令の有無別の事件数及び事件割合

調査命令	あり	9,997 14.5%
	なし	59,119 85.5%

2. 4 子の監護事件の概況

本件調査期間における子の監護事件の平均審理期間は4.8月であり、全体の約95%が受理から1年以内に終局している。

子の監護事件の約58%は調停成立で終局しており、審判に至るものは全体の12%余りである。

子の監護事件の平均期日回数は2.9回であり、平均期日間隔は1.6月である。

本件調査期間に既済となった子の監護事件^{*5}の事件数^{*6}は、【表25】のとおり2万3763件であり、平均審理期間は4.8月である。審理期間別の事件割合をみると、【表26】のとおり、全体の約8割が受理から6月以内に、94.6%が受理から1年以内に終局している。

過去10年間の子の監護事件の新受件数と平均審理期間の推移をみると、【図27】のとおり、新受件数は急増しているが、平均審理期間は4.7月から4.8月前後でおおむね横ばいである。

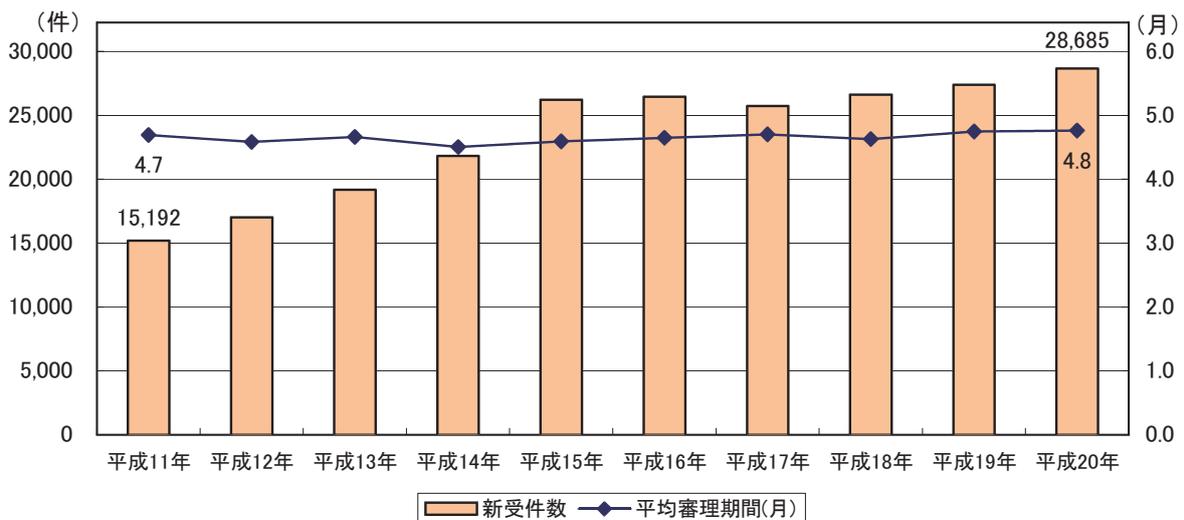
【表26】 子の監護事件の審理期間別の事件数及び事件割合

6月以内	18,308 77.0%
6月超1年以内	4,172 17.6%
1年超2年以内	1,195 5.0%
2年超3年以内	76 0.3%
3年超	12 0.1%

【表25】 子の監護事件の事件数及び平均審理期間

事件数	23,763
平均審理期間(月)	4.8

【図27】 子の監護事件の新受件数(審判+調停)と平均審理期間の推移



※ 新受件数は、審判事件及び調停事件のいずれかとして係属したものを合計した件数であり、調停不成立により審判事件として係属した事件や、審判申立て後に調停に付して調停事件として係属した事件を含む。

*5 子の監護事件には、養育費請求事件、監護者の指定事件、面接交渉事件等が含まれる。いずれも乙類事件である。

*6 前掲注2に同じ。

【表28】 子の監護事件の終局区分別の事件数及び事件割合

調停成立	13,674 57.5%
調停をしない	385 1.6%
取下げ	6,659 28.0%
当然終了	70 0.3%
認容	2,146 9.0%
却下	829 3.5%

【表28】は、子の監護事件の終局区分別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、全体の6割近くで調停が成立しており、認容、却下の審判に至るものは、全体の12%余りである。

【表29】は、子の監護事件の平均期日回数及び平均期日間隔を示したものである。調停期日と審判期日とを合わせた平均期日回数は2.9回であり、うち2.7回が調停期日である。平均期日間隔は1.6月である。

【表30】は、子の監護事件における調査命令の有無別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、調査命令のあった事件は全体の35.8%であり、他の家事事件よりもその割合が高い。

【表29】 子の監護事件の平均期日回数及び平均期日間隔

平均期日回数	2.9
平均調停期日回数	2.7
平均審判期日回数	0.2
平均期日間隔(月)	1.6

※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

【表30】 子の監護事件における調査命令の有無別の事件数及び事件割合

調査命令	あり	8,500 35.8%
	なし	15,263 64.2%